

豊明市コミュニティバス運行事業者選定プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、豊明市コミュニティバス運行事業者の選定にあたり、市民の利便性の確保及び安全かつ効率的に運行できる事業者を、優れた企画提案や価格等を総合的に判断できる公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 事業概要

- (1) 事業名 豊明市コミュニティバス運行事業
- (2) 事業内容 豊明市コミュニティバス運行事業仕様書（以下「事業仕様書」という。）のとおり。
- (3) 事業期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで
※本業務は覚書を締結し、運行協定書に基づき運行を行う。
- (4) 事業規模額 75,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）
※上記金額は提案内容を審査するための目安であることに留意すること。

3 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 愛知県内に営業所（運行管理者及び整備管理者が常駐する）を有し、事故や故障等により代車が必要な場合において30分以内に準備ができること。
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183条）第4条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得し、現に実施している者であること。または、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者のいずれかであり、運行開始日までに一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得できる者であること。
- (3) 過去に本事業と同種又は類似の事業を受託した実績があること。
- (4) 運行開始日までに、当該路線について道路運送法をはじめ関係法令に基づく許認可を完了し、運行開始日から問題なく運行を開始できること。なお、許可申請等に要する費用は、参加希望者が負担するものとし、運行経費に含めない。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 国税及び地方税の未納がないこと。
- (7) 参加表明書（様式第2号）提出日現在、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、その他経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (8) 参加表明書提出日現在、豊明市指名停止取扱要領（平成12年11月13日決裁）に基づく指名停止を受けていない者であること。

- (9) 参加表明書提出日現在、豊明市暴力団排除条例（平成24年9月28日条例第24号）に基づく排除措置を受けていない者であること。

4 参加に関する留意事項

本プロポーザルへ参加するにあたっては、次に掲げる事項に留意すること。

(1) 費用負担

参加にかかる全ての書類の作成及び提出に係る費用は、参加希望者の負担とする。

(2) 提出書類の取り扱い及び著作権

提出書類の著作権は、それぞれの参加希望者に帰属する。ただし、提出書類は、返却しないものとする。

(3) 特許権の使用責任

提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、施行方法等をしようした結果生じた責任は、参加希望者が負うものとする。

(4) 提出資料の取り扱い

提出された資料は、本プロポーザル以外の目的では使用しない。

(5) 参加希望者の複数提案の禁止

参加希望者は、複数の提案を行うことはできない。

(6) 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更はできない。なお、当該提出書類について後日参考資料を求めることができるものとする。

(7) 虚偽記載の禁止

参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした場合は無効とする。

5 提案募集及び選定のスケジュール

項目	日程
実施要領配布	平成30年10月11日（木）から10月17日（水）
質問受付	平成30年10月22日（月）午後5時まで
質問回答	平成30年10月26日（金）
参加表明書の提出	平成30年11月 2日（金）午後5時まで
企画提案書提出	平成30年11月 9日（金）午後5時まで
審査会の開催	平成30年11月中旬（予定）
審査結果の公表	平成30年11月中旬（予定）

6 実施要領等の配布

- (1) 配布期間 平成30年10月11日（木）から17日（水）
- (2) 配布時間 午前9時から午後5時まで
- (3) 配布方法 市ホームページまたはとよあけ創生推進室窓口にて直接配布

7 実施要領等に関する質問受付及び回答

本事業のプロポーザルの内容について質問のある者は、質問書（様式第1号）により提出すること。

- (1) 受付期限 平成30年10月22日（月）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法 F A X（0562-92-1141）又は電子メール（sousei@city.toyoake.lg.jp）
- (3) 回答日 平成30年10月26日（金）
- (4) 回答方法 電子メールで個別に回答するとともに、すべての質問内容及びそれに対する回答を参加希望者全員に電子メールにて送付する。ただし、質問者に関する情報は非公開とする。

8 参加表明書の提出

参加希望者は、期限内に参加表明書を提出すること。

- (1) 提出期限 平成30年11月2日（金）午後5時まで
- (2) 提出先 豊明市役所本館3階 とよあけ創生推進室
- (3) 提出方法 郵送またはとよあけ創生推進室へ直接提出

9 企画提案書の提出について

参加希望者は、企画提案書及び本実施要領により必要な書類を提出すること。

- (1) 提出期限 平成30年11月9日（金）午後5時まで（必着）
- (2) 提出先 豊明市役所本館3階 とよあけ創生推進室
- (3) 提出方法 窓口へ直接提出すること。郵送不可。
- (4) 提出書類

参加希望者は、以下の書類について提出すること。

- ア 企画提案書 6部
- イ 財務諸表（直近の3決算期の貸借対照表、損益計算書） 1部
- ウ 登記簿謄本（現在事項証明書、3か月以内に発行されたもの、写しで可） 1部
- エ 国税および地方税を滞納していない証明書（写しで可） 1部
- オ 運行経費見積書 1部

10 企画提案書等作成要領

(1) 企画提案書

参加希望者は、「企画提案書の提出について」（様式第3号）を表紙とし、仕様書に基づき提案書を作成すること。

なお、次の項目については必ず記載し、10ページ以内にまとめること。

ア 事業履歴

会社概要、本事業の担当営業所、営業所の業務別従事者数、車種別保有車両数、同種・類似の実績一覧（事業名、発注者、請負金額、契約期間、事業の概要等）

イ 事業担当体制

総括責任者・主任担当者等の資格・経歴、同種類事業実績、現在の手持ち業務

ウ 本事業への提案

(ア) 安全確保方策

- a 国土交通省による処分状況（過去5年間）
- b 重大事故の発生状況（過去5年間）
- c 運輸安全マネジメントの導入状況
- d 運行管理体制の状況
- e 車両整備・点検の体制
- f 営業所と車庫との距離
- g 適切な乗務割、労働時間を前提とした運転者の選任計画
- h 休憩所等施設の設置状況

(イ) 利用促進方策

- a 行政との連携により実施するもの
- b コミュニティバスの情報発信に関するもの
- c 外国人に対する利用促進に関するもの
- d その他利用者利便性の確保に関するもの

(ウ) 環境への配慮

(エ) 緊急時の対応能力

- a 事故等の処理体制
- b 事故等の損害賠償
- c 災害発生時等緊急時の対応
- d 車両故障時の車両準備対応

(オ) 運行開始日までの工程計画

(カ) その他、参加希望者が独自で提案するもの

(2) 運行経費見積書

運行経費見積書については、積算内訳を添付し提出すること。なお、運行経費見積額は次に掲げるものとする。

ア 運行経費内訳

(ア) 運転士人件費

(イ) 事務人件費

(ウ) 燃料油脂料

(エ) 車両修繕費

(オ) 車両減価償却費

(カ) 自動車税（自動車税、自動車重量税）

(キ) 保険料（自動車損害賠償責任保険料掛金、自動車任意保険料掛金）

(ク) その他業務に必要な経費（※）

※その他業務には、車両清掃や事業期間中の運行に係る備品の保管・管理、乗降客の安全確保に関する運転士への教育費等、運行に必要な業務を含むものとする。

イ 消費税

平成31年9月30日までの消費税率を8%、平成31年10月1日以降の消費税率を10%として計算すること。

(3) 提出方法

企画提案書及び見積書は、次のとおり提出すること。

ア 企画提案書（紙ベースA4サイズ、長辺とじ。両面刷りでページ番号を付すこと。）

※プレゼンテーションは、提案書を使用して行うこととする。

イ 見積書（社印押印）

(4) 企画提案書の提出後の取扱い

企画提案書の変更、差し替え、再提出、返却には応じないものとする。ただし、提出された企画提案書に不備等があった場合、補正を求めることがある。

(5) 参加を辞退する場合

参加表明書を提出した参加希望者が、参加を辞退する場合は、提案辞退届（様式第5号）を平成30年11月9日（金）午後5時までに郵送またはとよあけ創生推進室へ直接提出すること。

1.1 審査会

(1) 審査会の開催

開催日時 平成30年11月中旬（予定）

※開催場所及び時間は別に通知する。

(2) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションに参加できる者は自社の社員3人以内とする。

イ 持ち時間はプレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度とする。

ウ 予定された開始時間を過ぎた場合は、所要時間に含めることとする。

エ プレゼンテーションにおいてパソコン及びプロジェクター等の機器を使用する場合は、事前にとよあけ創生推進室へ連絡すること。なお、プロジェクター等の機器については豊明市が用意し、パソコンについては参加希望者が用意するものとする。

(3) 審査・選定方式

企画提案書及びプレゼンテーションの内容を基に、選定委員会において総合的に評価し、総合得点の最も高い提案をした参加者を最優秀提案者として決定する。また、参加者が1者のみの場合においても審査会を開催し、その提案内容が優れていると審査会において審査された場合は、その参加者を最優秀提案者として決定する。

(4) 企画提案の審査基準

企画提案書に記載された内容は、主に次の視点から審査する。

ア 公共交通サービスを安定して提供できるか。

イ 安全で安心な公共交通サービスを提供できるか。

ウ 適切な運行計画及びダイヤ管理を行う能力があるか。

エ 適切な乗務員の教育や管理を行う能力を備えているか。

オ 運行管理や車両の整備などを適切に行う体制が整っているか。

カ 事故発生時など緊急事態に適切に対応できるか。

キ 運行費用が適切に見積もられているか。

ク 利用を促進させる方策があるか。

(5) 審査結果の通知及び公表

- ア 審査の結果は、参加希望者に文書により通知するとともに、市ホームページにて最優秀提案者名および得点を公表する。電話や口頭、FAX、電子メール等による問合せには応じない。
- イ 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

1.2 失格条項

参加希望者又は参加希望者の提出書類が、次の事項のいずれかに該当する場合には、当該参加希望者を失格とし、そのプロポーザルの提案は無効とする。

- (1) 提案期限を過ぎて提案書類が提出された場合。
- (2) 提案書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- (4) 本実施要領に違反すると認められる場合。

1.3 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じて参加希望者と豊明市が協議して定めるものとする。

1.4 問合せ先

豊明市行政経営部 とよあけ創生推進室

郵便番号 470 - 1195

住所 豊明市新田町子持松1番地1 (本館3階)

電話 0562 - 92 - 8362 (直通)

FAX 0562 - 92 - 1141

Email sousei@city.toyoake.lg.jp